



参 考 資 料 ( 表 3 )

註  
お わ り に

・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
・  
64 60

## はじめに

本稿は、古代国家における氏族の律令官人化政策とその実態を明らかにすることを目的とする。六四五年の乙巳の変を経て、改新政府は律令導入へと動き出す。ヤマト政権の私地私民的支配方法に代わって、公地公民的な中央集権国家が目指されるわけであるが、その支配構造の基礎には大化前代から続く氏族があった。そのために氏族の再編は不可欠で、政府は、従来の氏姓の枠を利用しながら氏族を律令官人へと適合させようとした。以下、研究史を整理し、そこから本稿における視角を提示したい。

まず、関晃の研究<sup>1</sup>である。関は、「律令国家はその建設の過程において、新しい中央集権的官僚に適合する方向で、旧来の氏族制度に大きく改訂の手を加える必要があった」との視角を提示した上で、律令的な氏族政策は、天智朝から手がつけられ始め、新しい氏族制度が急速に整えられていったのは、天武朝の後半であったとする。その天武朝の氏族政策において八色の姓だけが取り上げられ評価されている<sup>2</sup>ことを批判し、官人任用、氏上の決定、考選法、八色の姓の四点から氏族政策を総合的に考察し、諸政策は緊密な関連の下にあったと位置づけた。

以下、関が示した氏族政策の流れを要約しよう。天武朝に入ると政府は官人任用規定を

定め、五位以上に到る可能性のある上級官人の族姓を考選基準に挙げた。そのために氏上の申請を促し、各氏の範囲確定をはかるが、その族姓は旧来の姓によって標示されたもので、必ずしも新しい政治体制に適合するものでなかった。そこで新しく改訂し、制定したのが八色の姓であった。氏族政策全体を一連の施策として捉える関の視点は、以後の研究に継承されてゆく。

熊谷公男は、天智朝から天武朝にかけての一連の氏族政策を、氏上制・族姓改革・考選法の三点から詳細に考察し、新しい論を提唱した<sup>3</sup>。天智朝で制定された「氏上」制と天武朝の「氏上」制に氏族掌握の違いがあるとし、天武朝のそれを「新氏上制」とした。天智朝においては、甲子の宣で提示した「大氏・小氏・伴造等」という新たな族制区分に既存の氏を再編成することを主眼としていたのに対し、天武朝では、当時の氏をその存在形態に即して掌握し、把握しなおそうとしたとする。新氏上制のもとで氏の範囲が確定し、「一齊連姓賜与」や八色の姓賜与が可能となったとして、天武朝政策を評価している。

平野邦雄は、小錦下叙位や連姓賜与などの考察から、甲子の宣における「大氏・小氏・伴造氏」の区分に八色の姓の「朝臣・宿祢・忌寸」の区分が発しているため、原理として甲子の宣は八色の姓の出発点であったとし、天武朝の施策が天智朝から一連の形で続くも

のと評価する<sup>4</sup>。また食封に注目し、大化前代の大夫制を制度化して「部曲」を「食封」へと変えたものとし、甲子の宣の民部・家部はその過渡的措置であったとした。

このように関晃の研究以降、大化以後の氏族政策は律令官人化政策であり、その再編がはかられたとの見通しが立てられ、制度理解も深まっている。しかしながら、具体的氏族の側面から、これらの政策を検討している研究は私見では見当たらない。制度と実態をつきあわせ検討していくことが、氏族政策全体を考える上で必要な視点であると考えられる。そこで本稿では、氏族の官人化政策の制度面と実態面の両方からアプローチを試み、いかなる律令官人化政策のもと、具体的氏族がどのような動向を見せたのかを読み取り、考えることで総合的に検討を行う。

第一章では、大化の改新以降、七世紀半ばから八世紀初頭にかけての氏族政策を検討する。改新政府が律令国家を建設してゆくなかで、どのような意図・方法をもって氏族を掌握しようとしていたかを考え、改めて見通しを立てる。第二章では、具体的な氏族の実態という側面から第一章で検討した氏族政策を考え、政府の政策を通じて氏族の在り方がどう変化したかを検討する。具体的氏族として大伴氏を挙げ、その氏上継承に注目したい。この検討作業を通じて、氏族政策全体の実態に迫りたい。

## 第一章 氏族の律令官人化政策

本章では、大化の改新以降、七世紀半ばから八世紀初頭にかけての諸政策を通じて、どのように国家が氏族を律令官人へと適合させていったのかを検討していく。先述したように、当該期の氏族政策には多くの先学が言及しているところであり、大枠はそれらをなぞることになるかもしれない。しかしながら、細かい部分で先行研究と私見で解釈が異なる部分や、拙説ながら新たな指摘もあるため、それらをふまえて改めて見通しを立てたい。氏族政策とそれに関連すると思われる政策を、年代を追って示したものが表1である。適宜参照されたい。

### 第一節 孝徳朝の氏族政策

ヤマト政権の豪族支配制度として、部民制と氏姓制が挙げられる。部民制<sup>5</sup>とは、諸豪族による部民の所有を基礎とした王権への従属・奉仕の体制で、朝廷の職務分掌組織を形成していた。部民は王族への従属を前提として所有を認められたものであり、純然たる私有民ではない。氏姓制<sup>6</sup>とは、そのような重層的で分権的な部民制を支える制度で、氏の名により区別される集団を、姓カスネによる階層分けで秩序づけるものである。中央の豪族が地



方の豪族を支配下に置く場合、支配を受ける地方豪族は中央氏族と同じ氏の名を共有するが、その階層を分別するために、異なる姓が付与される。また中央・地方豪族の領有民も同じ氏の名がつけられ部という標識がつけられる。豪族はその氏と姓に応じてヤマト政権内での地位を占め、その職掌・部民・領有地を世襲的に継承し大王に奉仕した。

このような多元的で重層的な人民支配に対し、『日本書紀』大化二年（六四六）正月一日条で部民制の解体が宣言される。

【史料1】『日本書紀』卷二五 大化二年（六四六）正月一日条（いわゆる大化改新詔）  
二年春正月甲子朔、賀正礼畢、即宣改新之詔曰。其一曰、<sup>①</sup>罷<sub>ニ</sub>昔在天皇等所立子代之民・処々屯倉、及別臣連伴造国造村首所有部曲之民、処々田莊<sub>一</sub>。仍賜<sub>ニ</sub>食封大夫以上<sub>一</sub>、各有<sub>レ</sub>差。降以<sub>ニ</sub>布帛<sub>一</sub>賜<sub>ニ</sub>官人百姓<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>差。又曰、大夫所<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>民也、能盡<sub>ニ</sub>其治<sub>一</sub>、則民賴之。故、重<sub>ニ</sub>其祿<sub>一</sub>、所<sub>ニ</sub>以為<sub>レ</sub>民也。其二曰、（省略）。其三曰、初造<sub>ニ</sub>戸籍・計帳・班田收授之法<sub>一</sub>。凡五十戸為<sub>レ</sub>里。每<sub>レ</sub>里置<sub>ニ</sub>長一人<sub>一</sub>。掌<sub>下</sub>按<sub>ニ</sub>檢戸口<sub>一</sub>、課<sub>ニ</sub>殖農桑<sub>一</sub>、禁<sub>ニ</sub>察非違<sub>一</sub>、催<sub>中</sub>馭賦役<sub>上</sub>。若山谷阻險、地遠人稀之处、隨<sub>レ</sub>便量置。凡田長卅步、広十二步為<sub>レ</sub>段。十段為<sub>レ</sub>町。段租稻二束二把。町租稻廿二束。其四曰、罷<sub>ニ</sub>旧賦役<sub>一</sub>、而行<sub>ニ</sub>田之調<sub>一</sub>。（省略）。凡仕丁者、改<sub>下</sub>旧每<sub>ニ</sub>卅戸<sub>一</sub>一人<sub>上</sub>、



以<sup>二</sup>一人<sup>一</sup>而每<sup>二</sup>五十戸<sup>一</sup>一人、以<sup>二</sup>一人<sup>一</sup>充<sup>レ</sup>斷也。以<sup>二</sup>充<sup>二</sup>諸司<sup>一</sup>。以<sup>二</sup>五十戸<sup>一</sup>、充<sup>二</sup>仕丁一人之糧<sup>一</sup>。

一戸庸布一丈二尺、庸米五斗。(後略)

ここでは、天皇・臣下ともに部民と領有地の廃止が命じられている<sup>7</sup>。その廃止の目的は、氏族と部民・田荘との直接的関係を断ち、すべての人民・土地を天皇のもとに一元化することで、全国の直轄支配を可能としようとしたことと考えられる。中央集権国家の確立をねらったのである。

『日本書紀』にあるような孝徳朝大化年間の公地公民化について、原秀三郎らの改新否定論は書紀編纂者の全くの虚構とする<sup>8</sup>。これに対し、鎌田元一は、孝徳朝の部民廃止政策を論証しつつも、あくまで原理的・理念的なものにとどまったとした<sup>9</sup>。そして近年、吉川真司の研究に代表されるように、その公民化は孝徳朝において実施されたと再評価されている<sup>10</sup>。その大きな根拠として挙げられるのは五十戸制編成による人民支配の浸透であるが、これについては次節で詳しく述べたい。とにかく筆者は、記事に脚色があるのは確かなものの、孝徳年間に改新詔が語るような方針が打ち出されたことを認めてもよいと考える。そこでまず、『日本書紀』から、政府がどのような状況認識をもって部民制の解体に臨んだのかを、以下の大化年間の史料から読み取りたい。

【史料2】『日本書紀』卷二五 大化元年（六四五）九月十九日条

甲申、遣使者於諸国、録<sub>二</sub>民元數<sub>一</sub>。仍詔曰、<sup>①</sup>自<sub>レ</sub>古以降、每<sub>二</sub>天皇時<sub>一</sub>、置<sub>二</sub>標代民<sub>一</sub>、垂<sub>二</sub>名於後<sub>一</sub>。其臣連等・伴造国造、各置<sub>二</sub>己民<sub>一</sub>、恣<sub>レ</sub>情駈使。又割<sub>二</sub>国縣山海・林野・池田<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>己財<sub>一</sub>、争戰不<sub>レ</sub>已。或者兼<sub>二</sub>并數万頃田<sub>一</sub>。或者全無<sub>二</sub>容針少地<sub>一</sub>。進<sub>二</sub>調賦<sub>一</sub>時、其臣連伴造等、先自收斂、然後分進。修<sub>二</sub>治宮殿<sub>一</sub>、築<sub>二</sub>造園陵<sub>一</sub>、各率<sub>二</sub>己民<sub>一</sub>、隨<sub>レ</sub>事而作。易曰、損<sub>レ</sub>上益<sub>レ</sub>下。節以<sub>二</sub>制度<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>傷<sub>レ</sub>財。不<sub>レ</sub>害<sub>レ</sub>民。方今、百姓猶乏。而有<sub>レ</sub>勢者、分<sub>二</sub>割水陸<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>私地<sub>一</sub>、売<sub>二</sub>与百姓<sub>一</sub>、年索<sub>二</sub>其価<sub>一</sub>。從<sub>レ</sub>今以後、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>売<sub>レ</sub>地。勿<sub>三</sub>妄作<sub>レ</sub>主、兼<sub>二</sub>并劣弱<sub>一</sub>。百姓大悅。

【史料3】『日本書紀』卷二五 大化二年（六四六）八月十四日条（いわゆる品部廢止詔）  
秋八月庚申朔癸酉、詔曰。原夫天地陰陽、不<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>四時相乱<sub>一</sub>。惟此天地、生<sub>二</sub>乎万物<sub>一</sub>。々々之内、人是最靈。最靈之間、聖為<sub>二</sub>人主<sub>一</sub>。是以、聖主天皇、則<sub>レ</sub>天御寓、思<sub>二</sub>人獲<sub>レ</sub>所、暫不<sub>レ</sub>廢<sub>レ</sub>胸。<sup>①</sup>而始<sub>二</sub>王之名々<sub>一</sub>、臣連伴造国造、<sup>②</sup>分<sub>二</sub>其品部<sub>一</sub>、別<sub>二</sub>彼名々<sub>一</sub>。復、以<sub>二</sub>其民品部<sub>一</sub>、交雜使<sub>レ</sub>居<sub>二</sub>国縣<sub>一</sub>。遂使<sub>二</sub>父子易<sub>レ</sub>姓、兄弟異<sub>レ</sub>宗、夫婦更互殊<sub>レ</sub>名、一家五分六割。由<sub>レ</sub>是、争競之訟、盈<sub>レ</sub>国充<sub>レ</sub>朝。終不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>治、相乱弥盛。粵以、<sup>②</sup>始<sub>二</sub>於今之御寓天皇<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>臣連等<sub>一</sub>、所有品部、宜<sub>三</sub>悉皆罷<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>国家民<sub>一</sub>。其<sup>②</sup>仮<sub>二</sub>

借王名一為二伴造一、其<sup>③</sup>襲二扈祖名一為二臣連一。斯等、深不レ悟レ情、忽聞二若是所一  
レ宣、當思、祖名所レ借名滅。由レ是、預宣、使レ聽二知朕所レ懷。王者之兒、相統御寓、  
信知下時帝與二祖皇名一、不<sup>レ</sup>可レ見レ忘二於世一。而以二王名一、輕掛二川野一、呼二名  
百姓一、誠可畏焉。凡王者之号、將隨二日月一遠流、祖子之名、可下共二天地一長往上。  
如是思故宣之。始二於祖子一、奉仕卿大夫臣連伴造氏々人等、或本云、名々王民。咸可二聽聞一。

③今以二汝等一、使仕狀者、改去二旧職一、新設二百官一、及著二位階一、以二官位一敘。  
(後略)

まず、二重線①く③から、臣連伴造国造ら臣下が王名に起源をもつ集団であるとの認識  
が読み取れる。そして、傍線①では「歴代の天皇が“標代民”を置き、名を後に残してい  
る。その(管理を任されている)臣連伴造国造はそれぞれ“己民”おのがたみを置き、好き勝手に使  
っている。また土地を割き、自分のものにしており、争いが絶えない。」、②では「(王名か  
ら始まる臣連伴造国造が)其の品部を分ち、彼の名を別ちている(〓付している)。」と、  
本来、王名に由来をもっている臣下らが、天皇の民や土地に名を付して実質上の私有にし  
ている状況を語っている。

先述したように、ヤマト政権における人民支配のあり方は非常に分権的であった。豪族

は、政権への奉仕を前提に人（部民）や土地（田荘）の管理を任されていたが、世襲を重ねるうちに事実上の私有化が進んだのだろう。そのような状況に対し、【史料1】【史料3】（波線①②）で、部民（部曲・品部）・領有地（田荘・屯倉）の廃止、つまり部民制そのものの廃止を命じたのである。そして、部民制に代わる豪族支配の方法として打ち出したのが律令官人制であった。波線③では、「百官」を設け、「位階」をもって「官位」を叙すことを宣言している。つまり、ここでは氏族ごとに職や人・土地（経済的なもの）が世襲され、大王に奉仕するという関係から、位階についた官人としての仕事に対して禄を与えるという関係への切り替えが宣言されている。氏族という集団を通じた支配から、氏の属性に左右されない個人を通じた支配が示されたと言えるのではないだろうか。

部民制を支えていた氏姓制は、部民制の解体に伴い否定されたと考えられる。後述するように、結果的には天智天皇三年（六六五）の「甲子の宣」以降に氏姓制の再編が行われていくため、関晃は、「律令的な氏族政策は、大化のときにはあとまわしにされ」と評価する<sup>11</sup>。しかし、孝徳朝大化年間の諸政策以降、およそ二十年近く、天智天皇三年まで氏族政策がみられないことは、氏族政策の「あとまわし」を意味するのではなく、政府の方針として氏姓制の否定が行われたことを裏付けるものではないだろうか。

そのように打ち出された部民制廃止であったが、支配体制として強く根付いていたらしく、その廃止は難航したようである。

【史料4】『日本書紀』卷二五 大化三年（六四七）四月二十六日条

夏四月丁巳朔壬午、詔曰、惟神惟神者、謂隨神道。亦謂自有神道也。我子応治故寄。是以、与天地之初一、

君臨之國也。自始治國皇祖之時一、天下大同、都無二彼此一者也。即而頃者、始二於

神名・天皇名々一、或別為二臣連之氏一、或別為二造等之色一。由レ是、率土民心、固

執二彼此一、深二生我汝一、各守二名々一。又拙弱臣連伴造國造、以二彼為レ姓神名王名一、

逐二自心之所レ歸、妄付二前々処々一。前々、猶謂人々也。爰以三神名王名、為二人賂物一之故、

入二他奴婢一、穢二汚清名一、遂即民心不レ整、國政難レ治。是故、今者、隨二在レ天神一

屬下可二治平一之運上、使レ悟二斯等一、而將二治レ國治レ民。是先是後、今日明日、次而

統詔。然素頼二天皇聖化一而習二旧俗一之民、未レ詔之間、必當レ難レ待。故始二於皇子

群臣一及二諸百姓一、將賜二庸調。

【史料4】では、「臣連造らが由来を神名・天皇名にもっているがゆえに強い自己意識を持っており、名を頑なに守ろうとしている」と、臣下らの名に対する執着を語っている。

部民制を解体するということは、自分たちの名がついた（そして、私有と化していた）部

民や土地を手放すことであり、そこには強い抵抗があっただろう。政府は「旧俗に習うの民」、すなわち部民制をいまだに手放せていない人々への措置として、庸調を支給し、その解体を促している。

このように、改新政府は重層的で分権的であった人民支配のあり方から、一元的な中央集権国家への転換を目指した。政府が目指した全国支配体制のもとでは、部民制も氏姓制も否定され、人民と土地は一元的に政府に掌握され、その国政を担う律令官人には、氏の属性に左右されない普遍的個人が登用されると宣言したのである。

## 第二節 天智朝の氏族政策

天智天皇三年に出された甲子の宣は、孝徳朝で出された方針から大きく方向転換するものであった。

【史料5】『日本書紀』卷二七 天智天皇三年（六六五）二月九日条（いわゆる甲子の宣）  
三年春二月己卯朔丁亥、天皇命ニ大皇弟一、宣下増ニ換冠位階名一、及氏上・民部・家部等事上。其冠有ニ二十六階一。大織・小織・大縫・小縫・大紫・小紫・大錦上・大錦中・大錦下・小錦上・小錦中・小錦下・大山上・大山中・大山下・小山上・小山中・小山

下・大乙上・大乙中・大乙下・小乙上・小乙中・小乙下・大建・小建、是為ニ廿六階一焉。改ニ前花一曰レ錦。從レ錦至レ乙加ニ十階一。又加ニ換前初位一階一、為ニ大建・小建、二階一。以レ此為レ異、余並依レ前。其大氏之氏上、賜ニ大刀一。小氏之氏上、賜ニ小刀一。其伴造等之氏上、賜ニ干楯・弓矢一。亦定ニ其民部・家部一。

これは、冠位二十六階の制定および氏上・民部家部の設定についての法令であるが、孝徳朝で否定されたはずの“氏”・“部”という語が再び出てくることに注目したい。そこでまず、甲子の宣が出されるに至った経緯について考えていく。その背景には、五十戸編成による公民化の難航があったと言えよう。

大化改新詔（【史料1】）・品部廃止詔<sup>12</sup>では、「五十戸」を仕丁の徴発基準としている。従来の研究では、天武天皇四年に部曲が廃止されるまでは、「白髪部五十戸」「山部五十戸」のように、部民制を踏襲する形で五十戸編成が進められ、地域領域的な戸の編成はないとされてきた<sup>13</sup>。しかし近年、飛鳥・藤原京を中心に大量の七世紀の「五十戸」木簡が出土している。吉川真司は二〇〇二年に石神遺跡から出土した荷札木簡に、「乙丑年十二月三野国ム下評／大山五十戸造ム下ア知ツ／□「従カ」人田ア児安」とあり、①非部五十戸の事例が、乙丑年＝天智天皇四年までに確認できること、②国―評―五十戸という地方行政機構

によって、五十戸が管轄されていることから、孝徳朝において領域的な五十戸制が創出され、人民支配はそれにより実現したとする<sup>14</sup>。市大樹も、天武天皇十年以前に地名五十戸が多く確認でき、天武天皇四年の部曲廃止前後に造籍の形跡がまったくなくないことから、遅くとも庚午年籍が作成された天智天皇九年までには、領域的五十戸編成は実現していたと吉川説を支持している<sup>15</sup>。

これに対し、仁藤敦史は慎重な立場をとっている<sup>16</sup>。庚午年籍において氏別の編戸も行われていたとの浅野啓介の指摘<sup>17</sup>と、『粟鹿大明神元記』の記載から、庚午年籍造籍にあたって王民・豪族私有民の氏族系統別調査がなされたことがわかるとの山尾久幸の指摘<sup>18</sup>を踏まえ、五十戸編成<sup>19</sup>と豪族所有の部民という二元的編成がなされていたとした。庚午年籍段階では、領域的編戸としては不十分な段階であったという。

筆者も仁藤説に従い、天智朝初期の段階で、政府が目指す領域的編戸が進みつつあったものの、豪族による部民支配が存続していたと考える。前節【史料4】でみたように、部民解体には強い氏族の抵抗があった。その打開策として、政府は段階的に公民化を目指したのではないだろうか。「民部」「家部」と、政府が公認する形で部民を掌握し、庚午年籍に「公民」として登録したと考えられる。そして、天武天皇四年に部曲廃止を命じ、それ



をもって部民の公民化を完了させた。翌年の天武天皇五年に西国から東国に「封戸之税」が割り代えられた<sup>20</sup>ことから、豪族の民部・家部への直接的な支配があったと想定は可能で、それを断つための施策であったと指摘できる。政府の介在がある一方で、部民の所有を認めるということは、氏族についてもその存在を認めざるをえず、結果的にその再編に迫られたと考えられる。つまり甲子の宣は、孝徳朝で目指された、部民制・氏姓制を解体し、個人個人が官位について律令官人となる理想が実現しがたい状況に対し、従来の氏姓の枠を使うという妥協的選択であったと言える<sup>21</sup>。

では、具体的に中身を見ていきたい。「氏上」は甲子の宣で初見する語である。熊谷公男は、氏上を「特定の政治的な目的から国家に認定・登録されたウジの首長だけを指す」とする<sup>22</sup>。では、その「目的」とは何なのであろうか。それは氏上を媒介とした各氏の掌握<sup>23</sup>と、族員範囲の確定にある<sup>24</sup>。当時の氏族は流動的でその成員・範囲は明確ではなく、複数の集団に帰属しえた。平野邦雄は、「庚午年籍以前において氏の範囲は不明確で、（父母）いずれの姓を称し、いずれの族団に属することも可能であった」とし<sup>25</sup>、北康宏も、「多くの名を負うことこそが、その集団の政治的能力の指標であった」と、その氏族の名における多属性を指摘している<sup>26</sup>。政府は、そのような多属性をもつ氏族の掌握方法とし

て氏上を設け、その氏上を核とし、範囲が明確化された氏族集団を生み出そうとしていた。

【史料6】『日本書紀』卷二九 天武天皇十一年（六八二）八月二十二日条

癸未、詔ニ礼儀言語之状一。且詔曰、凡諸心ニ考選一者、能檢ニ其族姓及景迹一、方後考之。若雖ニ景迹行能灼然一、其族姓不レ定者、不レ在ニ考選之色一。

【史料7】『日本書紀』卷二九 天武天皇十一年（六八二）十二月三日条

十二月庚申朔壬戌、詔曰、諸氏人等、各定下可ニ氏上一者上而申送。亦其眷族多在者、則分各定ニ氏上一、並申ニ於官司一。然後斟ニ酌其状一、而処分之、因承ニ官判一。唯因ニ小故一、而非ニ己族一者、輒莫レ附。

【史料6】は官人の考選基準に「族姓」を挙げ、【史料7】は「氏上」の申請の際、「眷属」が多い場合は分けて「氏上」を決めるように命じている。これらから、所属する氏・その族員の範囲が問題とされていることが分かる。また、天武期の八色の姓賜与も氏族ごとに行われていたことを考慮すれば、氏族範囲の明確化がはかられたと言えるだろう。ここで、負ってきた複数の名をひとつに絞ることを迫られた人々は、どの氏につくのが最も有利かの選択を行うこととなった。その氏上は政府が氏人の中から指名するものではなく、選出権は氏側に存在していたようである。

【史料 8】『日本書紀』卷二九 天武天皇十年（六八一）九月八日条

甲辰、詔曰、凡諸氏有<sub>二</sub>氏上未<sub>レ</sub>定者、各定<sub>二</sub>氏上<sub>一</sub>、而申<sub>二</sub>送于理官<sub>一</sub>。

これは天武天皇十年の段階で氏上の申請を求めているものである。おそらく甲子の宣の段階でも氏上は氏側が申請するもので、政府がそれを追認する形で氏上の決定が行われていたと考えられる。そうして氏内の総意と政府の追認で決定した大氏の氏上には大刀、小氏の氏上には小刀、伴造等の氏上には干楯・弓矢<sup>27</sup>が賜われた。この大氏は天武天皇十三年に制定される八色の姓の朝臣に、小氏は宿祢に相当すると指摘されている<sup>28</sup>。干楯・弓矢は武器自体が上下関係を示すレガリア的のもので、相互序列のシンボルであった<sup>29</sup>。

また、氏上には、民部・家部も賜われたと考えられる。民部・家部については、民部が天武天皇四年に廃止される「部曲」、家部がのちに「氏賤」と呼ばれる奴婢に近いとする平野邦雄の説<sup>30</sup>を支持したい。政府から公認された部を氏のランクによつて氏上に賜うことで、氏上は氏人に対し、その経済的利益の再分配を行い、おのずと氏人は氏上を核として結集する。中村英重は、氏の帰属・確定という問題は氏上制の創設の結果に派生した問題で、当初から氏の帰属・確定という問題は存在せず、この解決をはかる目的で氏上が創設されたとは言えないとする<sup>31</sup>。しかし筆者は、甲子の宣で氏上が設定された時点から、政

府は族員範囲の確定をも視野に入れていたと考える。氏族の流動性を把握していないほうが不自然であるし、だからこそ民部・家部を氏上に給付し、その範囲確定を自発的に行わせようとしたと考えられる。

氏族ごとの族員範囲の確定はなぜ必要であったかという点、のちの律令下における官人範囲の確定を意図していたからである。【史料6】で官人考選基準に「族姓」を挙げているのに加え、持統天皇四年（六九〇）四月十四日には、次のようにある。

庚申、詔曰、百官人及畿内人、有<sub>レ</sub>位者限<sub>ニ</sub>六年<sub>一</sub>。無<sub>レ</sub>位者限<sub>ニ</sub>七年<sub>一</sub>。以<sub>ニ</sub>其上日<sub>一</sub>、選<sub>ニ</sub>定九等<sub>一</sub>。四等以上者、依<sub>ニ</sub>考仕令<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>其善最功能、氏姓大小<sub>一</sub>、量<sub>ニ</sub>授冠位<sub>一</sub>。其朝服者、（以下省略）

ここでは基準に「氏姓大小」が挙げられている。後述するように冠位と姓が関連していることを考慮すれば、官僚制に氏姓を取り込もうとしていたと言えよう。しかし、その氏族が流動的で範囲が不明確では、氏姓という基準も曖昧なものとなってしまうので、氏族の族員範囲の確定を目指したと考えられる。

最後に、氏上の申請を求められた諸氏の範囲について考えたい。氏上の設定・申請に関する史料からその範囲を抜き出すと、以下のようになる。

天智天皇三年（六六五） 「大氏」「小氏」「伴造等」（【史料5】）

天武天皇十年（六八一） 「諸氏有<sub>二</sub>氏上未<sub>レ</sub>定者」（【史料8】）

天武天皇十一年（六八二） 「諸氏人等」（【史料7】）

天武天皇十年詔において氏上を申請するように求められたのは、「未」だ氏上を定めていない諸氏、つまり天智天皇三年甲子の宣で氏上の申請を求められた「伴造等」以上の諸氏であると考えられる。翌同十一年は特にその範囲への言及がないが、天武天皇十年との連続的な政策と捉え、「伴造等」以上と考えるのが自然であろう<sup>32</sup>。ここから、天智朝・天武朝を通じて「伴造等」以上の氏上の把握、ひいてはその族員範囲の確定が意図されていたと考えられる。つまり、政府が設定したい官人範囲の最低ラインが「伴造等」であった。以上のように、政府は甲子の宣をもって、孝徳朝で一度否定した部や氏を再度活用し、中央集権国家への道を歩んでいくこととなる。その氏族政策の中で重要となってくるのが氏上であった。氏上を通して氏族掌握をはかり、その族員範囲の確定を進めていく。

### 第三節 天武朝の氏族政策

さて、前節でも述べたように、甲子の宣をもって所有が認められた部民が、天武天皇四

年に収公されることとなる。

【史料9】『日本書紀』卷二九 天武天皇四年（六七六）二月十五日条

己丑、詔曰、甲子年諸氏被<sub>レ</sub>給部曲者、自<sub>レ</sub>今以後、皆除之。又親王諸王及諸臣、并諸寺等所<sub>レ</sub>賜、山澤嶋浦、林野陂池、前後並除焉。

そして翌年天武天皇五年には、親王以下諸臣に食封が賜われ<sub>33</sub>、その食封も天武天皇十一年に収公された<sub>34</sub>。これをもって部民の公民化が完了したと言える。注目すべきは、天武天皇五年の食封が個人に対しての付与であったことである。民部・家部の支給によってある程度氏族のまとまりがついた段階、またこれから見えていくように氏姓の再編をしているようにしている段階で、氏ごとへの経済的付与を収公し、個人への切り替えを行った。これは禄制への段階的移行であると指摘できるだろう。

次に政府が取り組んだのが姓の再編である。『日本書紀』によると天武天皇九年正月から同十三年正月にかけて「連」姓が大量賜与される。この連姓の大量賜与の意図は、第一に、「小錦下位」の最低条件を「連」姓と設定・是正するためであった。以下、「連」姓大量賜与史料と「小錦下位」関係史料を挙げる。

① 『日本書紀』卷二九 天武天皇九年（六八〇）正月八日条

九年春正月丁丑朔甲申、(中略)。是日、忌部首首賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>レ</sub>連。則与<sub>二</sub>弟色弗<sub>一</sub>共悦拜。

② 『日本書紀』卷二九 天武九年(六八〇)七月十七日条

庚寅、朴井連子麻呂、授<sub>二</sub>小錦下位<sub>一</sub>。

③ 『日本書紀』卷二九 天武天皇十年(六八一)正月七日条

丁丑、(中略)。則大山上草香部吉士大形、授<sub>二</sub>小錦下位<sub>一</sub>。仍賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>二</sub>難波連<sub>一</sub>。

④ 『日本書紀』卷二九 天武天皇十年(六八一)四月十二日条

庚戌、錦織造小分・田井直吉摩呂・次田倉人樅足樅此云武規石勝・川内直縣・忍海造  
鏡・荒田・能麻呂・大狛造百枝・足坏・倭直龍麻呂・門部直大嶋・宋人造老・山背狛  
烏賊麻呂、并十四人、賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>レ</sub>連。

⑤ 『日本書紀』卷二九 天武天皇十年(六八一)十二月二十九日条

癸巳、田中臣鍛師・柿本臣猿・田部連国忍・高向臣麻呂・粟田臣真人・物部連麻呂・  
中臣連大嶋・曾祢連韓犬・書直智德、并老拾人、授<sub>二</sub>小錦下位<sub>一</sub>。是日、舍人造糠蟲・  
書直智德、賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>レ</sub>連。

⑥ 『日本書紀』卷二九 天武天皇十一年(六八二)正月九日条

十一年春正月乙未朔癸卯、大山上舍人連糠蟲、授<sub>二</sub>小錦下位<sub>一</sub>。

⑦ 『日本書紀』卷二九 天武天皇十一年（六八二）五月十二日条  
五月癸巳朔甲辰、倭漢直等、賜レ姓曰レ連。

⑧ 『日本書紀』卷二九 天武天皇十二年（六八三）九月二十三日条  
丁未、倭直・栗隈首・水取造・矢田部造・藤原部造・刑部造・福草部造・凡河内直・  
川内漢直・物部首・山背直・葛城直・殿服部造・門部直・錦織造・縵造・鳥取造・来  
目舍人造・檜隈舍人造・大狛造・秦造・川瀬舍人造・倭馬飼造・川内馬飼造・黄文造・  
蓆集造・勾管作造・石上部造・財日奉造・泥部造・穴穗部造・白髮部造・忍海造・羽  
束造・文首・小泊瀬造・百濟造・語造、凡卅八氏、賜レ姓曰レ連。

⑨ 『日本書紀』卷二九 天武天皇十二年（六八三）十月五日条  
冬十月乙卯朔己未、三宅吉士・草壁吉士・伯耆造・船史・老伎史・娑羅々馬飼造・菟  
野馬飼造・吉野首・紀酒人直・采女造・阿直史・高市縣主・磯城縣主・鏡作造、并十  
四氏、賜レ姓曰レ連。

⑩ 『日本書紀』卷二九 天武天皇十三年（六八四）正月十七日条  
十三年春正月甲申朔庚子、三野縣主・内蔵衣縫造、二氏賜レ姓曰レ連。

小錦下位は、天智天皇三年制定（【史料5】）の冠位二十六階の位階で、律令下における



五位に相当する。②では「連」姓をもつ者に「小錦下位」が授けられ、③では「小錦下位」を授けられた者が「連」姓を賜与され、④⑤では「連」姓を賜与された者に「小錦下位」が授けられている。以上から、「連」姓と「小錦下位」の関連が注目されており、阿部武彦は、連姓の賜与は小錦以上になりうる家柄への上昇という意味をもつと指摘した<sup>35</sup>。ここで、先に挙げた連姓賜与者以外に「小錦下位」の姓がわかる人物を見てみると、「臣」姓が六名、「連」姓が四名、「造」姓が二名、「吉士」姓が一名であった<sup>36</sup>。このうち「造」姓であった忍海氏・秦氏は⑧で、「吉士」姓であった三宅氏は⑨で「連」姓を賜与されている。以上から、おそらく天武天皇九、十年ころに「小錦下位」を授与されるための最低条件が「連」姓と設定され、それに合わせる是正のため、忍海氏らに連姓が賜与されたと考えられる。連姓賜与が後の五位以上となりうる家格の認定となったのは、先学が指摘する通りである。冠位と姓を関連させており、官僚制に積極的に氏姓を取り込もうとしている様子<sup>37</sup>がうかがえる。

第二の意図は、族姓の確定である。連姓賜与は⑦を境に氏単位に賜与がなされており、その大半が「造」姓氏族、次いで「直」姓である。熊谷公男は、⑧⑨⑩合わせて五十四氏に対する賜姓を、考選基準詔（【史料6】）に基づいた考選の条件となる族姓の確定として

おり<sup>37</sup>、これに従いたい。天智天皇三年の甲子の宣において氏族の族員範囲確定がはかられ、また天武天皇十年、十一年と氏上の申請催促が再三なされていたにもかかわらず、「其族姓不<sub>レ</sub>定」の者が存在していた点、またその範囲が不明確な氏族が「造」姓である伴造系氏族と「直」姓である国造系氏族であった点は興味深い。おそらく、「大氏」「小氏」ら有力氏族は氏族内での力関係も比較的明確で、天武朝に至るころには政府の思惑通りその族員範囲は確定済みであったと思われる。それに対し、「造」姓・「直」姓を名乗る「伴造等」は、いまだに族の範囲が明確化せず、政策の浸透が遅れていたと考えられる。甲子の宣における「伴造等」は伴造国造で、国造が省略され「等」という表記がなされたのだから。

第三の意図は、既存の「連」姓でない氏族を八色の姓の枠に取り込むためと言える。八色の姓は、天武天皇十三年十月に真人姓が賜与され、十一月に朝臣姓、十二月に宿祢姓、同十四年六月に忌寸姓と続く。賜姓時の姓ごとに整理したものが表2である。忌寸を賜姓された氏族のうち、事前に「連」姓を賜与されていない氏族は十一氏中三氏（書連を加えれば四氏）であり、忌寸の賜与対象は、明らかに天武天皇九年以降の連姓が賜与された氏族である。忌寸が他の姓と比べて十一氏と少ないことから、意図して連姓賜与氏族から



選抜し、忌寸を賜与したと考えられる。連姓を賜与されたが、忌寸を賜与されなかった氏族は、結果的に八色の姓で言う「連」姓として存続していったのだろう。これはあくまでも道師以下の賜姓が行われなかったためで、当初から八色の姓の「連」として賜姓されたわけではない。そして概観すると君（公）姓が真人姓を、臣姓が朝臣姓を、連姓が宿祢姓を、連姓が忌寸姓を賜与される傾向にある。忌寸姓を賜与された連姓氏族は、もとの造姓氏族がその大半である。大氏が朝臣姓に、小氏が宿祢姓に比定できること（註28）をふまえると、臣姓氏族が大氏に、連姓氏族が小氏に、そして造姓氏族が伴造等に比定できるのではないだろうか。

筆者は本章第二節で、政府が氏上を申請させ、族員範囲の確定を意図していた氏族範囲が甲子の宣における「伴造等」以上で、それが政府の想定する官人を出しうる氏族範囲であったと推定した。本節の考察をふまえると、その「伴造等」以上という枠を再編し、姓による「忌寸」以上という基準が創設されたのが八色の姓だったと言える。忌寸を賜姓された氏族は、ほぼ「連」姓をも賜与された氏族であるので、忌寸以上がすなわち後の五位以上になりうる氏族であったと考えられよう。

#### 第四節 律令官人制の成立

大宝律令が施行された翌年、次のような詔が出されたことが確認できる。

【史料9】『続日本紀』卷二 大宝二年（七〇二）九月二十五日条

己丑、詔、甲子年定ニ氏上一時不<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>載氏。今被<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>姓者、自ニ伊美吉一以上並悉令<sub>レ</sub>申。

ここから、甲子の宣で氏上が定められた際に台帳が作製されたこと、そしてその台帳に洩れた氏が大宝二年時点においてもいたことがわかる。政府はどの氏に忌寸以上を与えたかについては把握しているはずであるので、この詔で申請を求めているのは氏上であると考えられる。甲子の宣の時点で氏上を定めた（そしてその申請を求めている）のは伴造等以上であつたので、忌寸以上というのはその再編の結果と言える。やはり、政府の想定する五位以上の官人の範囲は忌寸以上の姓をもつ氏族だったのであろう。忌寸姓の賜与をもつて、政府が目指した律令官僚制が成立したと考えられる。

さて、政府は忌寸以上の氏上の申請を求めたわけであるが、氏上は継嗣令にその規定が見える。

『養老継嗣令』第十三 継嗣条

凡三位以上継レ嗣者。皆嫡相承。若無二嫡子一。及有二罪疾一者。立二嫡孫一。無二嫡孫一。以レ次立二嫡子同母弟一。無二母弟一。立二庶子一。無二庶子一。立二嫡孫同母弟一。無二母弟一。立二庶孫一。四位以下。唯立二嫡子一。謂二庶人以上一。其八位以上嫡子。未レ叙身亡。及有二罪疾一者。更聽ニ立替一。其氏宗者。聽レ勅。

繼嗣条には、①三位以上の立嫡について、②四位以下八位以上の立嫡について、③氏宗が勅を聴くべきであることが規定されている。③の氏宗の規定については、『古記』から大宝令では「但氏上者聴レ勅」であつたと復原することができ、氏上は勅によつて定められる非常に政治色が強い地位であつたと言える。

では、なぜ氏上規定が繼嗣令にあるのだろうか。それは氏上の繼承法を立嫡規定に準拠し、その繼承を直系主義にするためであつた<sup>38</sup>。竹内理三の指摘にあるように、『令集解』戸令応分条所引の令釈には、「繼嗣令云。氏宗聴レ勅。仮令。諸氏氏別以ニ其中長者一。勅定為ニ氏宗一故。」とあり、氏宗（氏上）は特定の家の世襲でなかつた実態が読み取れる<sup>39</sup>。すでに見てきたように、天智朝以来の氏族政策において、政府は元来、流動的であつた氏の範囲を確定させ、氏上を媒介に、いわば人為的に作つた氏という集団を掌握しようとしていた。勅定により氏上の地位を保護し、また特定の家にてその地位を繼承させることで、

氏内における氏上の地位の確立をはかったと考えられる。氏上の地位が集団内で確立すると、おのずと氏上による氏の統率につながり、氏族掌握はより確実なものになると言える。

どの段階から氏上の直系継承が目指されたのだろうか。大宝令において氏上規定があったことは確実であるので、問題は持統天皇三年（六八九）施行とされる飛鳥浄御原令である。持統天皇八年正月二日条では、布勢朝臣御主人と大伴宿祢御行が氏上とされており（第二章第二節【史料11】）、これは勅によって氏上が定められた例とみなせるので、浄御原令に氏上規定があったとも思わせる。しかし、【史料9】で忌寸姓以上の氏上の申請を求めていることから、仮に浄御原令に氏上規定があったとしても、十分に機能していなかったと考えられる。同二年四月には国造の氏が定められ<sup>4.0</sup>、翌三年七月には庚午年籍が戸籍の原簿とされる<sup>4.1</sup>。大宝律令施行や、造籍<sup>4.2</sup>を背景に、大宝元年から三年にかけ、氏族政策に手が加えられ、より厳密なものになったと言えるだろう。その一環として継嗣令に氏上規定を書き加えたと捉えるほうが自然だと思われる<sup>4.3</sup>。

いずれにしても、いよいよ本格的な律令体制に入る段階において、政府は氏上を非常に重要な氏族掌握の要素として考えていたのである。

## 小括

本章では、大化改新以降、七世紀中ごろから八世紀初頭にかけての氏族政策を検討した。改新政府は、大化前代の重層的で分権的な人民支配（＝部民制）を一新し、中央集権国家を目指し、律令のもとで氏の属性に左右されない個人との関係を結ぼうとする。その理念のもと、政府はすべての人民を公民法しようと試みたが、豪族の部民支配は存続していたと見られる。甲子の宣では、部民の段階的公民法という手段のために、豪族の部民所有を政府が介入する形で認めた。そうすると、氏族についてもその存在を認めざるをえず、律令国家に適合させるべく、氏族の再編を行っていくこととなる。従来、大化改新以降の氏族政策において、天智朝からそれが着手される点について、先学は特に何の意味づけもしてこなかったが、以上のような想定をすると、甲子の宣から氏族再編が始まることも説明がつくだろう。

その氏族再編に重要となってくるのが「氏上」であった。伴造等以上の氏に氏上を定めさせ、氏上を媒介に氏の掌握を進めた。それは同時に、流動的で不明確であったその族員範囲の確定も意図していた。そして官僚制の中に氏姓を取り込むべく、官人考選基準に「族姓」「氏姓大小」を挙げ、後の五位に相当する小錦下位の最低基準を「連」姓に設定し、冠



位と姓を関連させた。天武天皇九年以降の連姓大量賜与や八色の姓賜与は、その氏姓の段階的な再編成と考えられ、五位以上の官人を出しうる家格は「忌寸」以上であるとの基準を創出し、ここに律令官人制が成立した。律令体制に入った段階においても、「氏上」は氏族掌握のキーであったようで、大宝令の継嗣令には氏上規定が加えられ、その直系継承が志向されている。氏内における氏上の地位の確固たる確立、つまり本宗家の確立をはかることで、氏族掌握をより確実なものにしようという意図があった。

このように、「甲子の宣」以降の氏族政策は、氏姓と官僚制とを密接に関連させるもので、氏族を律令官人へと適合させるものであった。そして、律令位官人を輩出しうる氏族の掌握は「氏上」を媒介に行われ、その再編がなされていく。

では、ここで章を改めて具体的に氏族として大伴氏を取り上げて、律令官人化政策の実態の側面について考えてみたい。

## 第二章 大伴氏に見る律令官人化政策

本章では、具体的氏族の側面から見える律令官人化政策を検討していきたい。一章で考察した氏族政策が実際にどのような影響を氏族に与え、その政府の意図を受けた動きを取っているのかを見ることで、はじめて氏族政策全体を検討したと言えるだろう。

その具体的氏族として大伴氏を挙げたい。推定系図は図1に挙げる。大伴氏は天忍日命を遠祖と伝える氏族である。「大伴」の語については直木孝次郎が、特定・単一の職掌（＝軍事）を意味するものではなく、政治全般に関与し、一般の伴造のうえに位する、きわめて有力な伴造を意味するとしている<sup>44</sup>。いわば部民制の中から生まれた氏族であると言える。五世紀後半から六世紀後半にかけて大伴氏は全盛期を迎えたようで、室屋・金村は『日本書紀』に「大連」と見え、大王に非常に近い存在として国政全般を担っていたようである。溝口睦子は、大伴氏を大王政権初期の段階から大王と一体となつて他の地域勢力とのたたかいを闘い抜いてきた氏であると高く評価している<sup>45</sup>。大伴氏は、八色の姓で宿祢姓を賜与され、律令制下に入つても連続的に議政官<sup>46</sup>を出す有力氏族でありつづけ、律令官人としても活躍をみせる。

本章では、大伴氏の氏上継承のあり方について分析する。残念ながら、大伴氏は大化五



年（六四九）以後、天武天皇元年（六七二）の壬申の乱まで正史にその名を見せない。このような史料上の制約はあるものの、天武朝以降、八世紀における氏族動向を検討することで、孝徳朝・天智朝における氏族政策の影響についても、その考察を遡及することは可能であると考えられる。唯一指摘できるとすれば、天智朝・天武朝を通してはかられた族員範囲の確定である。『古屋家家譜』咋子条には「是、大伴宿祢祖也。」とあり、これから見えていくように史料上で確認できる大伴宿祢はみな咋子の子孫であつた。もちろん系譜不明の者がいることも考慮に入れる必要があるが、『古屋家家譜』のとおり「大伴宿祢」氏が咋子の子孫に限定されたとすれば、やはり氏族再編の影響を天智朝・天武朝を通じて受けていると言えよう。

表3は、御行以降、『続日本紀』で叙位が確認できる大伴氏の位階変遷である。奈良時代における大伴氏の動向については、高島正人が詳細に考察を行っており<sup>47</sup>、参考にしていく部分も多い。今回は氏上に焦点をあてるため、大伴氏のすべての人物には言及せず、考察を行っていく。第一節から第三節では、氏上の変遷を追うために、叙位や任官・政変への関与などの概要を述べる。特に言及しない場合は『続日本紀』『日本後紀』による。そして、第四節では氏上制と本宗家の確立から、政府の氏族政策について考える。

## 第一節 長徳から吹負まで（七世紀）

まず、七世紀における族長（氏上）の推移を考えたい。

長徳は、『日本書紀』舒明天皇四年（六三二）十月四日条に初めてその名を見せる。その後、大臣に代わって舒明天皇の殯宮に誅したり<sup>48</sup>、皇極天皇即位の日には金鞆を帯びて壇の右に立ったり<sup>49</sup>と、比較的政権の近い部分に重用されている様子がうかがえる。『日本書紀』大化五年四月二十日条で小紫位から大紫位に進められ、三月に亡くなった蘇我山田石川麻呂に代わり右大臣に任命される。同時期に大紫位以上の者も右大臣以上の官職に就く者も大伴氏内には確認できず、大伴氏を代表する族長的立場にあったと見てよいだろう。『公卿補任』孝徳天皇御世条、『伴氏系図』によるとそれから二年余りのちの白雉二年（六一）七月に右大臣大紫位をもって亡くなった。

馬来田・吹負のふたりは壬申の乱に際して大海人皇子側につき、功績をあげたようである<sup>50</sup>。

【史料10】『続日本紀』大宝元年（七〇一）七月二十一日条

壬辰、勅、親王已下、（省略）。又壬申年功臣、随ニ功等第一亦賜ニ食封一、並各有レ差。

又勅、先朝論レ功行レ封時、賜ニ村国小依百廿戸、当麻公国見・梶犬養連大侶・榎井連

小君・書直知徳・書首尼麻呂・黄文造大伴・大伴連馬来田・大伴連御行・阿倍普勢臣  
御主人・神麻加牟陀君児首一十人各一百戸、若桜部臣五百瀬・佐伯連大目・牟宜都君  
比呂・和尔部臣君手四人各八十戸<sup>一</sup>。凡十五人、賞雖<sup>二</sup>各異<sup>一</sup>、而同居<sup>二</sup>中第<sup>一</sup>。宜<sup>二</sup>依  
レ令四分之一伝<sup>レ</sup>子。(以下省略)

【史料10】は、全てが子孫に伝世されていた壬申の功臣に賜与された功封について、大  
宝令の功封制にもとづき、四分の一をその子に伝えるように制限を加えたものである。馬  
来田の名が見え、乱後<sup>5.1</sup>に他十四名の功臣とともに功封を与えられたことがわかる。存命  
中の位階は史料に見当たらず、『日本書紀』から、天武天皇十二年六月三日に亡くなり、贈  
位がなされたことがわかる。

六月丁巳朔己未、大伴連望多薨。天皇大驚之、則遣<sup>二</sup>泊瀬王<sup>一</sup>而弔之。仍举<sup>二</sup>壬申年勲  
績及先祖等每<sup>レ</sup>時有功<sup>一</sup>、以顕寵賞。乃贈<sup>二</sup>大紫位<sup>一</sup>、発<sup>二</sup>鼓吹<sup>一</sup>葬之。

弟吹負も、同年八月五日に亡くなった。

八月丙辰朔庚申、大<sup>二</sup>赦天下<sup>一</sup>。大伴連男吹負卒。以<sup>二</sup>壬申年之功<sup>一</sup>、贈<sup>二</sup>大錦中位<sup>一</sup>。  
二人の記事を並べると、その待遇の差が目につく。馬来田に対しては使者を弔問に遣わ  
し、称揚させているが、吹負にはそのような記述はない。また贈位された位階は、馬来田

が大紫位で、野村忠夫は、馬來田の極位を小紫位と推定している<sup>52</sup>。吹負への贈位は大錦中位にとどまった。『公卿補任』天武天皇御世条には、馬來田の名が大納言として見える。『日本書紀』などの確実な記録は存在しないため、全面的に信用するわけにはいかないが、大伴氏の議政官として馬來田の名が挙がっていることは、族内での地位の高さをうかがわせる。ここから、天武朝において、馬來田が氏上の地位に就いていた可能性は極めて高いと考えられる<sup>53</sup>。

馬來田の没後、十年あまり、氏上の変遷については推定しかねる。氏上の地位が空席になることは、その性格上考えにくい。後述するように、この時期の氏上は年功的にその地位が継承されていたと考えられるので、史料には見えない系図という世代への誰かが氏上であったと考えるのが妥当だと思われる。

## 第二節 御行から兄麻呂まで（六九四〜七五八年）

次に、七世紀末から八世紀半ばまでの氏上について考えていく。この時期は、史料から冠位や官職などが比較的確認しやすい。大伴氏において、議政官を務めた人物は、必然的に族内位階第一の者となるが、同時に一人（時に二人）しか確認できない。最高位階かつ

議政官の任官がみえる者を氏上と見なすことができると思いたい。表4―1を参照された  
い。

御行は長徳の子である。『日本書紀』壬申の乱の記述にはその名を見せないが、【史料10】  
にあるように、乱における功封が与えられていた。記載のある吹負・安麻呂・友国ではな  
く、御行に功封が与えられていることから、乱に参加し、大きな功績を挙げたと考えてよ  
いだろう。持統天皇八年（六九四）正月、御行は大伴氏の氏上となる。

【史料11】『日本書紀』卷三〇 持統天皇八年（六九四）正月二日条

八年春正月乙酉朔丙戌、以<sub>二</sub>正広肆<sub>一</sub>、授<sub>三</sub>直大老布勢朝臣御主人與<sub>二</sub>大伴宿祢御行<sub>一</sub>。  
増<sub>レ</sub>封人二百戸。通<sub>レ</sub>前五百戸。並為<sub>二</sub>氏上<sub>一</sub>。

持統天皇十年には大納言と見え<sup>54</sup>、族内で最高位であったと考えられる。大宝元年正月  
十五日に正広参大納言をもって亡くなった。

御行が亡くなると、弟安麻呂が直第老をもって大伴氏内で最高位となった。新位階制・  
新官制への移行にともない、大宝元年三月二十一日に正従三位へ昇位した。『公卿補任』大  
宝元年条からは、御行の跡を継ぐように三月十九日に中納言に任官されたことがわかるが、  
二十一日に中納言が廃官となると、すぐにその地位を失った。翌大宝二年正月十七日には





式部卿に、五月二十一日には朝政に参議することが命じられ、慶雲二年八月十一日に大納言へ任官され(『公卿補任』では、四月二十日から中納言を経て、八月一日に大納言とある)、名実ともに安麻呂は大伴氏を代表する氏上となったと考えられる。これは、大伴氏の氏寺と考えられている永隆寺が安麻呂の発願によって建立されていること<sup>55</sup>から裏付けけらよう。和銅七年五月一日に正三位大納言をもって亡くなった。

安麻呂が亡くなった際、族内最高位は従四位下の旅人であった。旅人は安麻呂の子である。靈龜元年正月十日には従四位上に昇位し、同年五月二十二日に中務卿に任官された。養老二年三月十日に中納言に任ぜられてからは、順調に位階を進めたようで、『公卿補任』天平二年条には正三位大納言とみえる。天平三年七月二十五日に従二位大納言をもって亡くなった。

旅人の没後、馬来田の子である道足が正四位下をもって最高位となる。天平元年二月十日に権参議とされ、旅人が亡くなって間もなく、天平三年八月十一日に参議に任じられる。卒年については明らかでないが、『公卿補任』には天平十三年まで正四位下参議として名がみえ、「兼右大弁。卒去年未詳(七月一日、以従四位下紀飯丸為右大弁。若今年卒歟)。或本十四年不見」とあることから、天平十三年六月に亡くなったとしておきたい。

吹負の子である牛養が、道足の没後に従四位下をもって族内最高位となった。天平十一年四月二十一日に参議に任命されており、大伴氏は同時に道足と牛養の二名の参議を出していた。天平勝宝元年四月一日に正三位に進められ、中納言となる。同年閏五月二十九日に亡くなった。

兄麻呂は御行の子である。牛養の没後、正四位上で最高位となった。牛養が亡くなった後、天平勝宝元年八月十日に参議に任官され、天平勝宝三年正月二十五日には従三位に昇位する。『公卿補任』天平勝宝八年条には「薨年未詳。或本。天平宝字二年謀反。」とあり、その後天平宝字元年・二年条にも参議として名が見えるが、二年条にも「日月謀反」とある。ここからは、「謀反」に座し、天平宝字二年に参議の地位を追われたと思われるが、高島正人・鷲森浩幸は、これを天平宝字元年七月の橘奈良麻呂事件首謀者の一人である大伴古麻呂に縁坐したと見なしている<sup>56</sup>。本稿でも、氏上として、乱に参加した大伴氏の責任を負わされたと考えたい。謀反という形で議政官の地位を大伴氏は追われることとなった。兄麻呂以降、十八年間大伴氏は議政官を送り出せない。

以上から、御行から兄麻呂にかけて、氏上は安麻呂・旅人・道足・牛養・兄麻呂と継承されたと考えられる。一度は世代Ⅲ（旅人）に氏上の地位が移ったものの、再び世代Ⅳに

もどる。世代口においては、氏上の地位は四系統の家間で継承され、系譜上に横の広がりを見せた<sup>57</sup>。

### 第三節 駿河麻呂から潔足まで（七七五〜八〇九年）

兄麻呂の失脚後、宝亀六年に駿河麻呂が参議となるまで、議政官に大伴氏の名は見えない。まず、天平宝字元年の橘奈良麻呂の乱の参与者と、乱から後十八年間の大伴氏の動向を見ておこう。表4―2を参照されたい。

橘奈良麻呂の乱には、大伴氏から五名の参与があつたようで、天平宝字元年七月四日条や、八月十八日条には古麻呂・池主・兄人・古慈悲・駿河麻呂の名が挙がる。池主・兄人はその系譜が不明である。古麻呂は旅人の甥で<sup>58</sup>、首謀者の一人として死罪に処された。古慈悲は吹負の孫で、祖父麻呂の子である。天平九年九月二十八日に従六位上から、外従五位下に叙された。奈良麻呂の乱の処罰として、土佐配流の処分を受けている。御行の孫である駿河麻呂は天平十五年五月五日に正六位上から従五位下を叙位される。年齢は定かではないが、後述するように宝亀三年に陸奥按察使に任ぜられた際、老いによる衰えを理由に辞退を申し出ていることから、三十後半から四十代くらいでの叙爵であつたのではな



いかと考えられる。謀反に加わったとしてその名が挙がっているが、どのような処遇がなされたかは不明である。前節で、兄麻呂が氏上として古麻呂に縁坐したと言及したが、旅人の子である家持もその影響を受けたようであった。家持は、天平十七年正月七日に二十八歳で従五位下を叙位され、天平勝宝元年四月一日には従五位上を叙される。しかしその後二十二年間昇位が見られず、これについて鷲森浩幸は、橘奈良麻呂の乱による処分とみており<sup>59</sup>、本稿でも、兄麻呂と同様に縁坐しその昇位が見送られていたと考えておきたい。

族内で第一位の兄麻呂、第二位の古慈斐が奈良麻呂の乱で処分されると、安麻呂の子である稲公が最高位となった。稲公は謀反に参加しなかったようで、乱後の八月四日には従四位下を叙されている。天平宝字二年二月二十七日に、瑞字がみられる奇藤の出現を奏上しているのが稲公の史料上の終見で、二年末から三年初頭には亡くなったと考えられる。代わって犬養が従四位下で最高位となる。犬養はその系譜が不明であるが、内位を叙されていることから御行・安麻呂ないしは馬來田系統の子孫と考えられる<sup>60</sup>。天平宝字六年十月九日、讃岐守従四位下をもって亡くなった。

犬養の没後、御依と伯麻呂が順に最高位となった。御依は『伴氏系図』によると御行の子で、天平二十年二月十九日に従五位下を叙位されている。伯麻呂は道足の子で、出生は

家持と同じく養老二年とみられ、家持から五年遅れて天平勝宝二年八月五日に従五位下に叙される。御依が従五位上をもって最高位となっていたが、伯麻呂は天平神護二年十二月十二日に正五位上を叙位され、御依と並んで族内最高位となった。伯麻呂と御依の官職を見比べてみると、御依は天平神護二年十月八日に出雲守への任官が見えるのみであるが、伯麻呂は天平神護二年三月十二日に右少弁とみえ、その後神護景雲元年二月二十八日に造西大寺次官を兼ねる。神護景雲三年四月二十四日には、従四位下に叙され、御依を抜いて最高位になった。同年五月九日に員外左中弁に、八月十九日には員外右中弁に転じた。以上のように、伯麻呂のほうが御依に比べ政治的地位が高かったようで、同時に族内における地位もそうであったと考えられる。宝龜元年十一月二十五日には、奈良麻呂の乱で弾劾されていた古慈斐が従四位上に復位され、最高位は古慈斐へとうつるが、奈良麻呂の乱以後、大伴氏が議政官を送り出せない、いわば低迷の時期に馬來田の子である伯麻呂が族内における地位を高めたことは注目される。

以上のように、橘奈良麻呂の乱以降十八年間において、族内首位者は、稻公・犬養・御依・伯麻呂と移った。但し、単純に族内において最高位となった者に氏上の地位が継承されていったとは言い切れない。彼らはいくまでも政変の結果として最高位になったに過ぎ

ないからである。この時期の氏上については保留としたい。

次いで、橘奈良麻呂の乱処罰者がその罪を赦され、政界に復帰した宝亀元年からの氏上を考えたい。表4―3を参照されたい。

古慈斐と駿河麻呂は、政界復帰後、大伴氏内では一、二の位階者となり、族内年長者としても族内地位は高かったと考えられる。古慈斐は前述のごとく、宝亀元年に従四位上に復位し、大伴氏内で最高位者となる。そのまま昇位し、宝亀八年八月十九日に従三位大和守をもって亡くなった。駿河麻呂は宝亀元年五月九日に出雲守に任ぜられており、このとき従五位上と見えるので、この直前に免罪されていたと考えられる。宝亀三年九月二十九日には、先述のとおり陸奥按察使に任ぜられ、老いを理由に辞退する。勅をもって再任され、正四位下に進められた。これにより古慈斐と並んで最高位となった。宝亀六年正月十五日には古慈斐が従三位となり、駿河麻呂は族内二位となるものの、参議に任官される。宝亀七年七月七日正四位上をもって亡くなった。

駿河麻呂・古慈斐の没後、頭角を現すのが伯麻呂と家持であった。伯麻呂は古慈斐・駿河麻呂の政界復帰後も、その政界での地位を失うことなく、春宮亮や宮内卿を務め、家持も左中弁や中務大輔に任ぜられている。宝亀九年正月九日に正四位下をもって伯麻呂が参





議に任ぜられた。伯麻呂の参議任官を追うように、家持は同月十六日に正四位下を叙位され、二人並んで最高位となる。伯麻呂は延暦元年二月三日に従三位参議をもって亡くなった。家持は、伯麻呂が亡くなった翌年七月十九日に中納言に任ぜられ、延暦四年八月二十八日に従三位中納言をもって亡くなった。同日条によると、死後二十日余りで大伴継人らによる藤原種継暗殺事件が発生し、継人は死罪、家持の子永主も弾劾され、家持も関与していたとして剥位処分となったらしい。

潔足は兄麻呂の子で、家持の没後、従四位下をもって最高位となった。延暦九年二月二十七日には参議に任官され、『公卿補任』によると延暦十一年十月二日に参議従四位上をもって亡くなった。潔足の没後、古慈悲の子である弟麻呂は、従四位下をもって最高位となった。延暦十四年二月七日には従三位まで昇位するが、議政官となることなく、大同四年五月二十八日に亡くなった。

以上をまとめると、まず、宝亀元年以降、氏上の地位は駿河麻呂にあったと考えられる。古慈悲が最高位ではあったが、官職は大和守と見えるのみで、駿河麻呂は族内第二位で参議となっている。実質的には、駿河麻呂が大伴氏を代表する官人として認識されていたことを示していると言えよう。次いでその地位は伯麻呂ないしは家持へと移る。そして家持

の没後は、潔足が氏上となったと考えられる。弟麻呂は族内最高位となり、従三位に位階を進めながらも議政官への任官が見られない。氏上の地位は弟麻呂には継承されなかったのではないだろうか。

#### 第四節 氏上制と本宗家の確立

本節では、大伴氏における氏上の継承から、本宗家の確立について考えてみたい。前章第四節において、継嗣令には氏上規定があり、そこでは氏上の直系継承が志向されていたと言及した。氏上制とその直系継承は、氏上の地位を国家から保護し、本宗家を確立すること、氏上の族内地位を強固なものにし、氏上を通じた氏族掌握を確実なものにする意図があった。大伴氏内において氏上を輩出した家と、そこに見える政府の介在を考えていきたい。

これまでみてきた大伴氏の氏上を世代・系統とともに整理したものが表5である。氏上を継承したのは、世代Ⅱにおいては、御行・安麻呂・道足・牛養の四系統であった。世代Ⅲでは氏上になったのは兄麻呂・旅人・伯麻呂の三系統で、吹負系の者の名が挙がらない。世代Ⅳでは、駿河麻呂・潔足・家持で、二系統となった。世代Ⅴ・Ⅵでは議政官となった



のは国通と善男であり<sup>6.1</sup>、おそらく彼らが大伴氏を代表する人物であったと考えられる<sup>6.2</sup>。このように、世代を下るごとに氏上を出しうる家の幅が長徳―安麻呂系統の子孫に収斂されていく様子が読み取れる。『続日本紀』において、御行・安麻呂・旅人はその薨伝に「難波朝右大臣大紫長徳之〇〇」とあり、牛養は「大徳咋子連孫」と見える<sup>6.3</sup>。御行・安麻呂も同じく咋子の孫であるのに、牛養のように咋子の孫であるとの説明は見えない。長徳が大伴氏の中心的な家の祖として認識されていたことを示していると言えよう。

段階的に氏上が輩出される家は限定されていくが、自然に大伴氏内でその狭小化が行われたわけではなかったようである。表6は叙爵時の年齢、議政官任官の有無、極位、世代、系統をまとめたものである。旅人が四十六歳のとき正五位上と見えることから、従五位下叙位はおそらく四十歳ころと想定でき、道足・牛養の年齢は不明であるものの、叙爵時の年齢にそこまで大きな差はなかったと考えられる。ここから、牛養のころまでは、然るべき年齢に達すると少なくとも長徳・馬來田・吹負の三系統の者に従五位下（またはそれに相当する冠位）が叙されたと言える。その子たちの世代では、家持の二十八歳という比較的早い段階での叙爵が目立ち、古慈斐・駿河麻呂・潔足の叙爵との差が見える。伯麻呂も家持には五年遅れるが、他と比べると若くして叙爵を受けている。世代Ⅱにおいては吹負

系の牛養が氏上となり中納言まで昇ったが、その子古慈悲は、最高位となりながらも議政官への任官はなかった。その子弟麻呂も同様に、最高位となったが議政官にはなれなかった。

そこで、次のような想定ができるのではないだろうか。まず、族内における地位は、年功序列的に高くなっており、牛養までの叙爵や、世代Ⅱにおける氏上の広がりからもうかがえるように、氏上の地位は輩行的に継承されていた。少なくとも、長徳・馬來田・吹負の三家間において、家格の差はなかったと考えられる。鷲森浩幸は、御行の氏上任命によって、大伴氏内で氏上を輩出する最上位の特権的集団Ⅱ本宗家の親族範囲の確定が行われたとする<sup>64</sup>。御行・安麻呂一族を中心とした本宗家が持統期に成立したとし、道足や牛養の氏上就任を「本宗家でなくとも、特に天皇や藤原氏と密接な関連を持つ人物が議政官となった」と評価しているが、御行の任命をもって本宗家が成立したのではなく、本宗家は段階的に成立していったのではないだろうか。継嗣令において氏上の継承を直系にする方針を打ち出しても、実際には族内・政治的地位の上位を占めていたのは年長者たちであり、簡単には氏上継承を直系にできない現実があったと考えられる。位階・官職ともに、氏上の継承者の適任者は系譜的に横への広がりを見せていた。

そのような年功的な継承がなされている状況に変化をもたらしたのが、外従五位下の叙位であったと考えられる。野村忠夫によると、内階コースの氏となるか、外階コースの氏となるかの基準は、本質的に氏、または家の門地が区分の基本であったという<sup>65</sup>。中央貴族に初めて外従五位下が授けられたのは神龜五年（七二八）のことであったが<sup>66</sup>、大伴氏は天平十八年（七四六）に内階コースの氏となるまで<sup>67</sup>、外階と内階両コースにわたっていた。長徳・馬来田の子孫は内位に、そのほかは外位に叙されており、政府は外階コースの家と内階コースの家を、大伴氏内に創出した。神龜五年から天平十八年にかけて、内外階両コースの家が大伴氏内には存在し、おのずと氏内での家の序列化は進んだであろう。その序列を更に確かなものにするため、政府は次の氏上となるべき人物の叙爵を早め、ほかの族員との間に差をつけた。それが家持であり伯麻呂であった。家持の叙爵は天平十七年、伯麻呂は天平勝宝二年である。家持は氏上であった安麻呂の孫・旅人の子として、伯麻呂は馬来田の孫・道足の子として若年での叙爵がなされたのだろう。本宗家となるべき家を絞りきれなかったのだろうか、それでも内階コースであった安麻呂の家と道足の家の二家の叙爵を早めたことが指摘できる。

そうしてできた氏内での序列は、議政官の任官にあらわれる。吹負の子孫には、世代目

以降その任官は見られない。古慈悲も弟麻呂も族内最高位にありながら、本宗家になりうる家格と認識されなかったために、議政官の任官がなかったのだろう。そして、詳しい要因は分からないが、最終的には道足一族ではなく、安麻呂一族が本宗家としての地位を確立する。世代Ⅻでは、馬来田の子孫も議政官には任官されず、長徳の子孫だけに限定された。氏内で自発的に長徳一族の地位が確立したのかもしれないし、政府が意図的に馬来田の子孫に議政官の任官をしないことで、本宗家の確立を促したのかもしれない。いずれにしても、このように政府は、段階的に議政官を出しうる家格の幅を狭め、安麻呂一族の本宗家の確立をはかった。それは、世代Ⅻ・Ⅼにおいて実現する。藤原種継暗殺事件がなければ、世代ⅫからⅫにかけて本宗家の確立は目前だったのではないだろうか<sup>68</sup>。

大伴氏において、氏上規定によってはかられた本宗家の確立は、御行の氏上任命だけではなく、外階コース家の創出と叙爵（及び議政官の任官）などを通じて、段階的に成立した。中村英重は、氏上制は延暦十七年に廃止されたとし、廃止の理由を、「法典による支配と国家運営、官僚制の整備などによって国家は相対的な安定を迎え、氏族制の積極的な導入も不必要な段階に達した」ためとし、「氏内においては本宗氏（家）が確立し、国家による統制・保護も不要」となったとする<sup>69</sup>。延暦十七年は潔足の没後、弟麻呂が族内最高位



となっていた時期で、氏上・議政官を出しうるのは長徳の子孫のみであった。大伴氏においては氏上の直系継承は実現されていなかったものの、ある程度の本宗家の確立が確認できる段階で氏上制廃止が行われたと言えよう。

氏上の直系継承を志向した政府の意図のもと、大伴氏の本宗家は確立されていった。もちろん外従五位下の叙位や、若年での叙爵は政府側の意図的選択であるが、その選択の受け手にも変化は起こったと考えられ、だからこそ安麻呂一族を中心とした本宗家は確立した。『万葉集』巻三には、大伴坂上郎女が「親族」と宴をした際に詠まれた和歌が見える。

大伴坂上郎女、親族と宴する日に吟ふ歌一首

山守の ありける知らに その山に 標結ひ立てて 結ひの恥しつ（四〇一番）

大伴宿祢駿河麻呂、即ち和ふる歌一首

山守は けだしありとも 我妹子が 結ひけむ標を 人解かめやも（四〇二番）

大伴宿祢家持、同じ坂上家の大嬢に贈る歌一首

朝に日に 見まく欲りする その玉を いかにせばかも 手ゆ離れずあらむ（四〇三番）

大伴坂上郎女は安麻呂の子であるが、坂上郎女が詠んだ和歌に、従兄弟の子にあたる駿河麻呂が返歌している。また、家持が坂上大嬢に歌を贈っており、「親族」との宴の場には、

少なくとも坂上郎女・駿河麻呂・家持・坂上大嬢がいたのだろう。もちろん、伯麻呂や古慈悲など、長徳系ではない者の名が見えないだけの可能性もあり、断定はできない。しかし、坂上郎女が「親族」と認識していたのが安麻呂一族と御行一族のみであったとすれば、政府の本宗家確立施策は、族員の家認識にも影響を与えていたこととなる。

最後に、本宗家の確立施策による支配対象の変化を指摘しておきたい。本宗「家」の確立は、当然ながら政府の豪族支配の対象を氏という集団から、家へと変質させた。同じ大伴氏とであったとしても、出身家によって官人としての出世が左右されてしまう状況が生まれたわけである。

### 小括

本章では大伴氏の氏上継承のあり方に着目し、継嗣令氏上規定がどのように大伴氏に影響を与えたのかを検討した。七〇一年に氏上規定がなされ、その直系継承が志向されたものの、大伴氏では氏上は年功的に継承されており、系譜的に横への広がりを見せていた。そこで、外階コース家の創出、若年での叙爵（及び議政官の任官）などのさらなる施策により、政府は段階的に氏上を出しうる家を限定し、本宗家の確立をはかった。政府が継嗣

令氏上規定を意識していたことは明らかである。一方的な政府のアプローチのみならず、氏内においてもその影響は出ており、それが本宗家成立や、坂上郎女の家認識にも現われている。

このように、八世紀における氏族政策、つまり継嗣令の氏上直系継承規定や本宗家確立施策は、段階的に氏族内部の論理への介入を実現し、政府が意図した枠のもとで大伴氏はその在り方を変化させていった。ここから遡及して、七世紀における氏族政策についてもその影響があつたと考えられるのではないだろうか。第一章でみたように七世紀半ば以降、特に天智朝からは、政府は氏族の再編を試みる。大伴氏も政府の指導層となる五位以上を出す氏族として、律令官人氏族に適合していったと考えられる。先に述べたように、大伴氏は部民制のなかから生まれた、いわば伝統的氏族であり、その大伴氏に氏族政策の影響を読み取れるということは、それがいかに強固な政策であつたかを示している。但し、本宗家の確立に見たように、政策が一定の効力を見せるにはある程度の時間がかかったようである。

## おわりに

本稿では、七世紀半ばから八世紀初頭にかけての氏族政策を考察し、また従来見落とされがちであった氏族サイドからの検討をすることで、その全容を明らかにすることを目的として分析をおこなった。本稿で明らかにしえたことを整理すると以下の通りである。

大化前代のヤマト政権における人民支配は、分権的で重層的な部民制をもって行われていた。改新政府は、律令国家建設にあたって部民制とそれを支える氏姓制を解体しようとして、氏の属性に左右されない個人との関係構築を目指した。人民支配の基礎として五十戸編成を進めるが、同時に否定したはずの氏族による部民支配も存続していた。その状況の打開策として打ち出されたのが「甲子の宣」である。本稿では、甲子の宣はあくまでも妥協的政策であったことを指摘した。

甲子の宣以降、「氏上」を媒介に政府は氏族掌握を進め、その再編をはかる。不明確であった族員範囲を確定させ、ひとつの名を選択させた。また氏姓を官人考選基準に挙げたり、姓と位階を関連させたりするなど、氏姓の枠を利用し、氏族を律令官人へと適合させた。最後には「忌寸」姓以上という、五位以上の官人を出しうる家格基準を創設した。律令導入後も、「氏上」を媒介に氏族を掌握する方針は変わらなかったようで、継嗣令には氏上規

定がなされている。そこでは氏上の直系継承が志向されており、氏族内における本宗家の確立がはかられた。

大伴氏の氏上継承に注目すると、御行が氏上任命を受けて以降も八世紀半ばまでは、氏は年功的に継承されていたことが確認できた。その状況に対し、政府は外階コース家の創出、若年での叙爵（及び議政官の任官）などをもって大伴氏の本宗家確立をはかったこと明らかにした。安麻呂一族が本宗家として成立し、そこには氏上規定や本宗家確立施策の影響を読み取ることができ、八世紀において大伴氏の在り方は氏族政策のもと変化したと言えよう。これは、七世紀にも遡及させて考えることができ、氏族再編を受けて大伴氏は律令官人へと適合していったと考えられる。このように具体的氏族の事例から、氏族政策の影響が確認できた。

大伴氏に対する氏族政策の画期を見出すとすれば、神亀五年（七二八）の外階コース家創出であると言える。氏内に内階コースの者と外階コースの者を生み出し、その序列化が進んだことで本宗家確立は実現した。政府の氏上直系継承という意図にもとづき、氏族内部での論理に介入できるようになった、ひとつの到達点であると評価できるだろう。

古代国家において、天平年間（大仏開眼の行われた「天平勝宝」年間を中心に、「天平」

の二字を年号に含む八世紀中葉）は、もっぱら律令体制が浸透・修正され、政策の充実した時期と評価されている<sup>70</sup>。王権の専制化や国家財政の充実、土地制度の再編・修正などは、それまでの国家とは性格を異にしており、吉田孝が、天平年間を律令国家にとって「一つの大きな画期となる時代」と評価する<sup>71</sup>のも全くその通りである。

但し、そのような天平年間の充実は突如生まれただけではなく、その準備段階が存在したと言えるだろう。吉川真司は、天平七年の天然痘流行以降に、その復興策としてなされた政策は、特に四字年号時代にその効果を発揮し、国力の充実につながる政策であったと指摘している<sup>72</sup>。渡辺晃宏は、藤原四子政権（天平元年から九年にかけてのおよそ十年間）を、日本型律令構築の一応の方向性が見出された時期として評価している<sup>73</sup>。

内・外階制の創出は、天平年間より以前の神亀五年の政策であるが、同時期には三世一身法<sup>74</sup>や令外官の創設<sup>75</sup>など、天平年間に続く政策があったことが確認できる。天平年間の充実は、それ以前からの政策の積み重ねの上にもたらされたと言えるのではないだろうか。

神亀五年に創出された内・外階制は、天平十年代に入ってからその氏基準を変更し始め、天平十八年頃にその基準が定着し、以後、貴族社会は、次第に階層化が進んだという<sup>76</sup>。

大伴氏内部においては、議政官を出しうる家を狭められ、本宗家確立が進められた。律令国家の理念のもとで、氏族掌握が進められ、一定の効果を見たと言える。このように、内外階制という氏族政策の展開と大伴氏の動向から、天平年間以前の諸政策も、その充実の遠因として評価すべきとの視点を提示しておきたい。

最後に、本稿で果たせなかつた問題に言及したい。具体的氏族の面から氏族政策を考えると、視点は重要であると考えられるが、具体的氏族として挙げた大伴氏には史料制約があり、七世紀における氏族政策の影響を直接的に論証することができなかつた。また、「連」姓大量賜与の検証も、大伴氏ではなしえず、「連」姓賜与氏族の考察が必要である。今回明らかにしえたことは、あくまでも大伴氏という一例から導き出されたものであるため、さらなる他氏族の検討と総合的な考察が必要となる。これらについては今後の課題としたい。

1 関晃「天武朝の氏族政策」(『歴史』五号、一九七七年)。

2 竹内理三は、八色の姓の意義を皇親の社会的地位を確立し、これによって天皇絶対性の支柱をたらしめんとすることにあつたとする(「天武『八姓』制定の意義」『律令制と貴族政権』)、御茶の水書房、一九五七年)。

3 熊谷公男「天武政権の律令官人化政策」(関先生還暦記念『日本古代史研究』吉川弘文館、一九八〇年)。

4 平野邦雄「大化改新とその後」(『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館、一九八五年)。

5 鎌田元一「『部』についての基本的考察」(『律令公民制の研究』橘書房、二〇〇一年、初出は一九八四年)。鎌田氏は、「品部」と「部曲」を表裏一体の関係とし、部曲(カキ)を領有・支配の側面から、品部(ベ)を王権への従属・奉仕の側面から捉えた語だとしている。本稿では混乱を避けるため、「部民」の語を使い、史料に即す際には「品部」「部曲」を使用する。



6 吉川敏子『氏と家の古代史』（橘選書、二〇一三年）。

7 天皇所有の部民が子代である（前掲5鎌田論文）。領有地は天皇所有が屯倉、豪族所有が田荘と呼ばれた。

8 原秀三郎「大化改新論批判序説」（『日本史研究』八六・八八号、一九六六・六七年）。

9 鎌田元一「七世紀の日本列島」（『律令公民制の研究』橘書房、二〇〇一年、初出は一九九四年）。

10 吉川真司「律令体制の形成」（『日本史講座 1』東京大学出版会、二〇〇四年）、市広樹「大化改新と改革の実像」（『岩波講座日本歴史第2巻』岩波書店、二〇一四年）。

11 関論文（前掲註1）。

12 『日本書紀』大化二年八月癸酉条（本稿【史料3】においては、内容重複のため省略している）。

13 鎌田元一「評の成立と国造」（『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出は一九七七年）、狩野久「律令国家の形成」（『講座日本史1 原始・古代1』東京大学出版会、

一九八四年)。

<sup>14</sup> 吉川論文(前掲註10)。

<sup>15</sup> 市論文(前掲註10)。

<sup>16</sup> 仁藤敦史「七世紀後半における公民制の形成過程」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七八号、二〇一三年)。

<sup>17</sup> 浅野啓介「庚午年籍と五十戸制」(『日本歴史』六九八号、二〇〇六年)。また浅野は、五十戸と人名が同時にみえる木簡から、地名の五十戸に部姓をもつ人物がいたり(それが二種の部姓である場合もある)、ある部姓の人々が異なる五十戸で把握されていたりする場合を指摘し、庚午年籍においては単独の部姓にこだわらない居住地に基づいた編戸が行われていたとする。

<sup>18</sup> 山尾幸久『カバネの成立と天皇』(吉川弘文館、一九九八年)。「国造・県領」を東国国司詔(『日本書紀』大化元年八月五日条)の「国家所<sub>レ</sub>有公民」と、「殿民」を「大小所<sub>レ</sub>領人衆」(『氏之民』)と対応されるとする。

<sup>1</sup> 但し仁藤敦史は、五十戸には部民系とミヤケ系の二系列が存在しており、五十戸の部名と非部名の差異はこれによるとしている（前掲註16仁藤論文）。

<sup>2</sup> 『日本書紀』天武天皇五年四月十四日条。

<sup>2</sup> 甲子の宣が出される前年八月に、倭の水軍は白村江で大敗を喫している。唐・新羅軍の報復に備え、天智政権は緊急に国家的戦闘力を補強する必要があった。急遽の補強には、氏族の個別的権力基盤を利用するほかに、部民の存在を認めるに至ったと考えられる。このような急を要する外的要因があったため、部民の公民化政策は、氏族の存在を認めるといふ妥協策を取るに至ったものと考えられる。

<sup>2</sup> 熊谷論文（前掲註3）。

<sup>2</sup> 竹内理三「氏長者」（『竹内理三著作集』第五卷、角川書店、一九九九年、初出は一九五四年）、中村英重「律令国家と氏上制」（『古代氏族と宗教祭祀』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九八五年）。

<sup>2</sup> 関論文（前掲註1）、平野論文（前掲註4）。

2 5 平野論文（前掲註4）。

2 6 北康宏「日本律令国家法意識の形成過程」（『日本史研究』五〇一号、二〇〇四年）。

2 7 北康宏は、干・楯・弓・矢と四種類のレガリアと捉えている（前掲註25北論文）。どちらにせよ、政府が氏族をランク分けして掌握しようとしていることが重要であるので、本稿においては深く言及しないでおく。

2 8 『古語拾遺』に、「至于浄御原朝、改天下万姓而分為八等、唯序当年之勞、不本天降之績、其二曰朝臣、以賜中臣氏命以大刀、其三曰宿祢、以賜齋部氏命以小刀、其四曰忌寸、以為秦漢二氏及百濟文氏等之姓。」とあり、平野邦雄（前掲註4平野論文）、村山光一（「甲子の宣の『民部・家部』と天武天皇四年詔の『部曲』について（Ⅲ）」『史学』五七号、一九八七年）らなどが指摘している。

2 9 井上光貞「大化改新と東アジア」（『岩波講座日本歴史』2、岩波書店、一九七五年）。

3 0 平野論文（前掲註4）。

3 1 中村論文（前掲註23）。

<sup>3 2</sup> 熊谷公男は、天武天皇十年詔の対象者は「氏上未定」の氏であり、十一年詔はすべての氏を対象にしているとして、「それまで朝廷に登録されていた諸氏の氏上をいったん白紙に戻し」たとする（前掲註3熊谷論文）。しかし、わずか一年足らずでその氏上申請範囲を変更するのであれば、そのような文言が入っているはずではなからうか。本稿では、あくまで一連の流れの中で、氏上の申請を促したと考えるべきではない。

<sup>3 3</sup> 『日本書紀』天武天皇五年八月二日条。平野邦雄は、部民と食封の代替関係を指摘している（前掲註4平野論文）。

<sup>3 4</sup> 『日本書紀』天武天皇十一年三月二十八日条。

<sup>3 5</sup> 阿部武彦「天武朝の族姓改革について」（『日本歴史』一三四号、一九五九年）。同様に平野邦雄も、「小錦下位」と「連」がほぼ対応関係にあるとする（前掲註4平野論文）。

<sup>3 6</sup> 「臣」姓 『日本書紀』白雉五年二月条…河辺臣麻呂（追記と考えられる）、天武天皇二年十二月十七日条…紀臣訶多麻呂、天武天皇四年四月八日条…久努臣麻呂、天武天皇十年七月四日条…采女臣竹羅、天武天皇十年十二月十日条…

河辺臣子首、天武天皇十二年十二月十三日条…多臣品治。

「連」姓 『日本書紀』斉明天皇五年七月三日条…坂合部連石布（追記と考えられる）、

天武天皇四年四月十日条…佐伯連広足、天武天皇九年七月二十三日条…三

宅連石床、天武天皇十年三月十七日条…阿曇連稻敷。

「造」姓 『日本書紀』天武天皇三年三月七日条…忍海造大国、天武天皇九年五月二

十一日条…秦造綱手。

「吉士」姓 『日本書紀』天武天皇四年七月七日条…三宅吉士入石。

<sup>3</sup><sub>7</sub> 熊谷論文（前掲註3）。

<sup>3</sup><sub>8</sub> 中村論文（前掲註23）。

<sup>3</sup><sub>9</sub> 竹内論文（前掲註23）。

<sup>4</sup><sub>0</sub> 『続日本紀』卷二 大宝二年（七〇二）四月庚戌条。

<sup>4</sup><sub>1</sub> 『続日本紀』卷二 大宝三年（七〇三）七月甲午条。岩口和正は、庚午年籍・庚寅年

籍以降においても姓秩序は未成熟で、姓自体が可変的な段階が存在し、大宝三年になっ

てようやく庚午年籍による「定姓」が成立したとする（「庚午年籍と定姓」『日本福祉大  
学研究紀要』六十二号、一九八四年）。

<sup>4 2</sup> 大宝二年は造籍の年であった。

<sup>4 3</sup> 中村英重は、大宝二年詔（【史料 9】）を、継嗣令第二条にもとづいた氏上の選定・申  
請制度の整備としており（前掲註 2 3 中村論文）、明言はしていないものの、大宝律令よ  
り氏上規定が存在したと想定していると思われる。

<sup>4 4</sup> 直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』（吉川弘文館、一九六八年）。

<sup>4 5</sup> 溝口睦子『古代氏族の系譜』（吉川弘文館、一九八七年）。

<sup>4 6</sup> 議政官は、太政官の最高組織を為す官職で、参議以上、中納言、大納言、大臣を指す。

<sup>4 7</sup> 高島正人「奈良時代の大伴宿祢氏」（『奈良時代諸氏族の研究』吉川弘文館、一九八三  
年）。

<sup>4 8</sup> 『日本書紀』皇極天皇元年十二月十三日条。

<sup>4 9</sup> 『日本書紀』皇極天皇即位前紀条。

50 『日本書紀』天武天皇元年六月二十四日条、二十九日条、七月三日条、四日条、九日条、二十三日条、二十二日条。また、安麻呂・友国もその名をみせる。

51 「先朝」は、十五名の姓が八色の姓以前のものであることから、天武朝とされている。「論レ功行レ封時」については、書直知徳が連姓を賜与された天武天皇十年十二月以前であることは確実であるが、研究者の中でも意見が分かれている。直木孝次郎は、乱後まもない時とし（『壬申の乱』橘書房、一九六九年）、佐藤信は、功封が存命中に与えられるものとするれば、最も早い榎井連小君没時、天武天皇五年六月以前であるとの可能性を指摘した（『壬申功封』と大宝令功封制の成立『史学論叢』六号、一九七六年）。浜田清次は、功封を与えられた十五人のなかに大分君恵尺がみえず、榎井連小君がみえることから、恵尺没の天武天皇四年六月以降、小君没同五年六月以前と推定する（『壬申紀私注』上、桜楓社、一九八一年）。星野良作は、『日本書紀』天武天皇元年八月二十七日条の「恩ニ勅諸有勲者一、而顕寵賞」が「論レ功行レ封時」としてはもつともふさわしいとして、天武天皇元年八月二十七日であると推定する（「壬申の乱と大伴連氏に関する基礎



的考察」佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、一九九五年）。

<sup>5 2</sup> 野村忠夫「天武朝の外位をめぐる問題」（『律令官人制の研究』吉川弘文館、一九六七年）。また、野村によると、冠位二十六階における「薨」と「卒」の記載区分は、紫位以上と錦位に対応するらしい。吹負は「卒」記載であるので、極位は錦位以下であっただろう。

<sup>5 3</sup> 星野良作は、御行の没後、馬來田が大伴氏の族長となり、甲子の宣にて氏上となったとしている（前掲註5 1 星野論文）。しかし御行の没後に、馬來田にその地位が移ったという確証はなく、族内の他者であった可能性も十分にあると私は考えている。亡くなった際に氏上であったことはほぼ確実であったであろう。中村英重は、弔使が派遣され殯が行われているとして、馬來田が氏上であったとしており（前掲註2 3 中村論文）、星野も、氏上であるからこそ先祖の功が強調されたとする。

<sup>5 4</sup> 『日本書紀』持統天皇十年十月二十二日条。

<sup>5 5</sup> 『東大寺要録』卷第六末寺章第九に、以下のように見える。

永隆寺 字伴寺

右寺、大伴安磨大納言之建立也、飯高天皇代養老二年、奈良坂東阿古屋谷、立二永隆寺<sup>一</sup>、同五年辛酉三月二十三日、奈良坂東谷、般若山之佐保河東山改遷立<sup>レ</sup>之。

福山敏男は、安麻呂が和銅七年五月に薨じていることから、和銅七年以前の発願か、或いは和銅七年以前に某地に建て、養老二年に移し建てたとみている（「大伴寺と伴寺（永隆寺）と佐保寺」『奈良朝寺院の研究』綜芸舎、一九四八年）。

<sup>5 6</sup> 高島論文（前掲註47）、鷺森浩幸「奈良時代・平安時代初期の大伴氏」（『帝塚山大学人文学部紀要』二六号、二〇一二年）。

<sup>5 7</sup> 道足の子伯麻呂（世代目）は、家持（マ）と出生年を同じとする。家持は旅人五十四歳のときの子であったことから、道足・牛養は旅人よりも世代はひとつ上であるが、年齢はいくつか下であったと筆者は考えている。このような世代と年齢の矛盾も考慮する必要はある。

<sup>58</sup> 溝口睦子は、『万葉集』巻四 五六七番歌の左註に、「帥大伴卿（旅人）、…姪胡麿に、遺言を語らむとすへれば、」とあることから古麻呂を旅人の兄弟の子と推定している（前掲註45 溝口論文）。

<sup>59</sup> 鷲森論文（前掲註56）。

<sup>60</sup> 奈良時代中期の大伴氏の分析を通し、高島正人は、「御行・安麻呂・馬來田の子孫はほぼ内階氏、他は外階氏に格付けされたようである」と指摘している（前掲註47 高島論文）。

<sup>61</sup> 『公卿補任』弘仁十四年条、嘉祥元年条。

<sup>62</sup> 九世紀においては、氏上に代わり氏長者が氏の長となる。『続群書類従』第七輯下所収『鶴岡社職系図』国通の条に、「（弘仁十四年）五月十四日参議兼右大弁。為氏長者。」とあり、国通が氏長者であったことが確認できる。善男条には記載がないが、国道と同じく参議に、最後は大納言にまで昇るため、氏長者であったと考えられる。

<sup>63</sup> 『続日本紀』大宝元年正月十五日条（御行）、和銅七年五月一日条（安麻呂）、天平三

年七月二十五日条（旅人）、天平勝宝元年閏五月二十九日条（牛養）。

<sup>64</sup> 鷲森論文（前掲註56）。

<sup>65</sup> 野村忠夫「内・外位制と内・外階制」『律令官人制の研究』吉川弘文館、一九六七年）。

大宝・養老令の位階制では、正一位から少初位下までの三十階（内位）のほか、外五位上から外少初位下までの外位二十階が設けられている。令制の外位は、官職の種別およびその考選方法に対応して設けられた位階で、外考を得た諸臣（||その多くが畿外出身者）は外位に叙せられ、内考を得た諸臣（||その多くが畿内出身者）は内位に叙せられた。『続日本紀』神龜五年三月二十八日条により畿内出身者にも外五位が授与されることになり、畿内出身者でもはじめから内位に叙せられる者と、外五位を叙せられてから、内五位に叙せられる者が出てくる。内・外階制は、神龜五年三月以降における、中央貴族において、内階コース（正六位上以下↓従五位下）と外階コース（正六位上以下↓外従五位下）が設定され、階層的区分が示されたことを指す。野村は、入内（にゅうない外五位から内五位に叙せられること）の事例から、内外階制に詳しく言及している。

<sup>6 6</sup> 『続日本紀』神龜五年五月二十一日条。大伴氏においては、首麻呂が初めて外従五位下を叙位された。

<sup>6 7</sup> 『続日本紀』天平十八年四月二十二日条。この日をもって大伴氏は内階コース氏に位置づけられたと考えられる。

<sup>6 8</sup> 事件により大伴氏はその政治的地位を落とし、世代々においては議政官の任官は見えず、氏上の断定も難しい。

<sup>6 9</sup> 中村論文（前掲註23）。

<sup>7 0</sup> 石母田正『古代末期政治史序論』（未来社、一九六四年）、吉田孝「律令国家の諸段階」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、初出は一九八二年）、吉川真司「律令体制の展開と列島社会」（『古代史の流れ』岩波書店、二〇〇六年）など。

<sup>7 1</sup> 吉田論文（前掲註70）。

<sup>7 2</sup> 吉川論文（前掲註70）。郷里制廃止や、兵士・健児の停止、墾田永年私財法、藤原氏偏重を避けた議政官構成など。

<sup>7</sup><sub>3</sub> 渡辺晃宏『平城京と木簡の世紀』（講談社、二〇〇一年）。

<sup>7</sup><sub>4</sub> 『続日本紀』養老七年四月十七日条。

<sup>7</sup><sub>5</sub> 『続日本紀』神龜五年八月甲午〔三十一日カ〕条。内匠寮と中衛府が新置された。中衛府は、皇太子の警固にあたった授刀舎人を再編したものである。天平年間には衛府が本格的に改変された。

<sup>7</sup><sub>6</sub> 野村論文（前掲註65）。